

## 第V章

### 多摩地域の都市農業・農地の 課題解決と活用に向けた提言

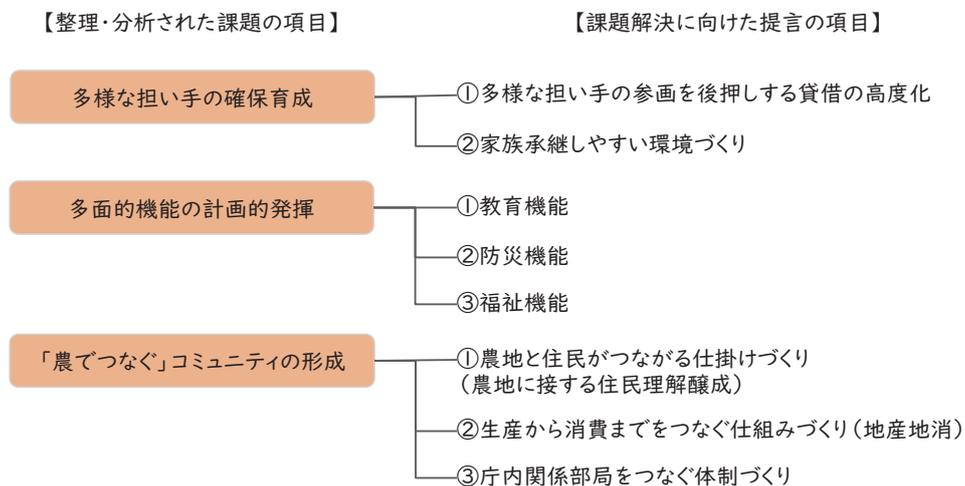
## 第V章 多摩地域の都市農業・農地の課題解決と活用に向けた提言

### 1. 政策提言の基本方針

本章では、第I章の調査研究の方針（2ページ参照）で言及したとおり、10年後に再来するであろう「都市農業の次なる転換期」に向けた効果的な対応を、各市町村が早期に講じられるようにすることを目的とし、「2030年代初頭の農あるまちづくり」に向けた提言を行う。

提言は、第III章3項（61ページから）で整理・分析した課題と、第IV章において分析・紹介した課題解決に資する先駆的事例を踏まえ、以下の構成で作成した。

図表 61 「2030年代初頭の農あるまちづくり」に向けた提言の全体構成



各提言の項目は、市町村及び国や東京都、農業関係団体等の関係機関・主体がそれぞれの立場・役割で連携しながら取り組んでいくことを念頭に、以下の構成とした。

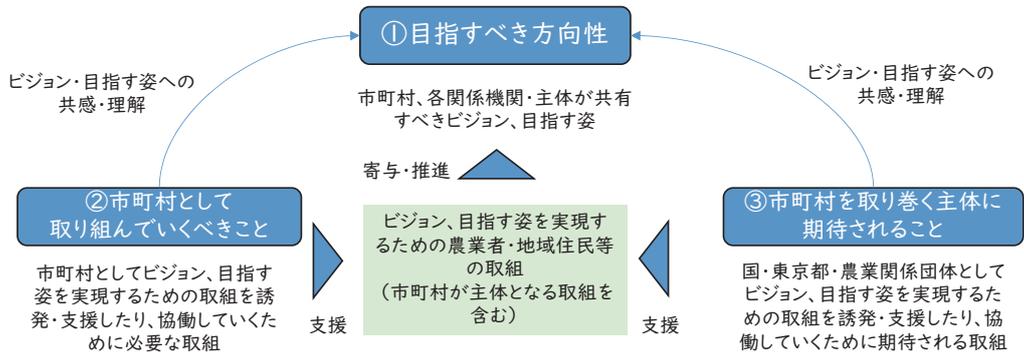
まず、冒頭に「①目指すべき方向性」を示している。提言の内容の多くは、各取組を実施する主体となる農業者、地域住民、企業等と、これを支援したり、協働したりする市町村、国、東京都、農業関係団体等が関わりながら実現していくことが求められる。

普段は異なる背景・目的を有した主体同士が協働していくためには、「何を目指して共に取り組んでいるのか」というビジョン・目標を明確にしておく必要がある。

その上で、「②市町村として取り組んでいくべきこと」として、各地域の都市農業・農地の課題解決・活用を推進していく市町村としての役割、取り組むべきことを示している。

最後に、市町村だけでは足りない支援・協働の役割について、国、東京都、農業関係団体等の市町村を取り巻く主体に期待される役割、取組を示している。

図表 62 各提言の構成



 ・意志ある農業者や異業種事業者との戦略的な取組の実施

各提言の内容を実際に取り組んでいく際には、地域の農業者や事業者など様々な主体と協力・協働できる関係が必要となる。

こうした関係は市町村が場づくりをすることで育まれていく側面はあるものの、「0」から立ち上げていくことは容易ではない。意志ある農業者や異業種事業者がいるといった「1」があるところや、地域特性から多面的機能（防災機能等）の発揮が優先的に求められるところから、重点的に取り組んでいくことが重要となる。

言い換えると、戦略的に地域・事業者を見定めて取組を展開していく必要がある。

## 2. 課題解決に向けた提言

### 2-1. 多様な担い手の確保・育成

#### (1) 多様な担い手に適した貸借の高度化

##### ① 目指すべき方向性



・農業目的以外で、市民農園の開設を目的とした貸借も可能である

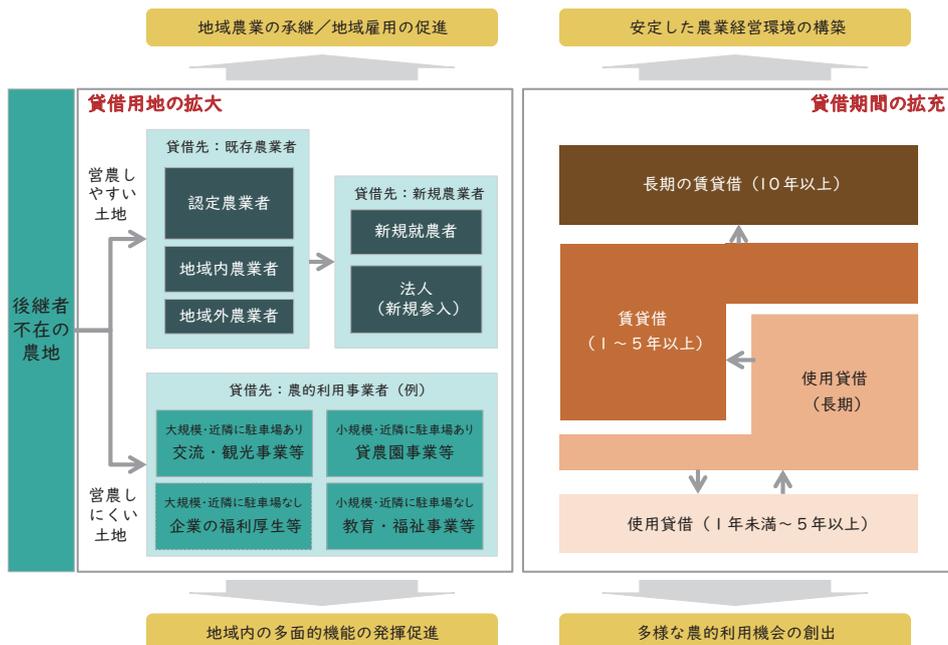
後継者がいない農業者が半数以上を占める中で、現在の制度下では相続等による農地の減少を食い止めることは容易ではない。しかし、貸借を促す制度は整ってきており、所有者がやむを得ない事情で農地を手放す前に貸借を促進して農地利用を継続していくことは可能である。

そこで、2030（令和12）年に向けて、あらゆる農地が耕作されている状態を目指し、耕作が困難になった農地は速やかに新たな担い手に貸借できる態勢が整えられていることが重要である。

農地の立地特性や土地の状態等に応じて、営農しやすい農地は地域内外の担い手に、次いで新規の担い手に段階的に貸借を促し、地域内で農業を承継していくことが期待される。

営農しにくい農地は、農業にとどまらず、農地を活用したビジネス・活動が出てくることから、それらに取り組む民間事業者やNPO、地域団体等に貸借して、地域の雇用促進や交流促進等の地域の様々な課題解決に寄与していくことが期待される。

図表 63 貸借の高度化の目指すべき方向性イメージ





・借り手のニーズも踏まえた貸借期間等を考慮した貸借契約の選択肢の拡大

このような貸借の対象となる土地の拡大を図るとともに、貸し手優位の使用貸借や短期間の貸借が主流となっているが、借り手が安心して農業や他事業に投資ができる長期間の貸借を促進していくことも重要である。一方で、所有者が使用貸借や短期貸借等を志向する農地の場合は、試行的な農地利用や貸農園事業等への貸借が適していると考えられることから、貸し手と借り手のニーズを細やかに把握しマッチングを行っていくことが期待される。

## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・農地所有者の貸借に対する理解促進及び借り手との信頼関係構築から定着までのきめ細やかなマッチング支援

貸借を促進していくためには、農地所有者に自ら耕作が困難となってきた際の選択肢として貸借を認識してもらうことが起点となる。貸し手側も安心して貸与ができるよう、新たな貸借に関する制度の情報発信を強化し、まずは制度理解を深めてもらうことが、必要である。また、地域内の借り手候補者との顔合わせ等を進め、地域内における貸借関係者間の信頼関係の構築を図るとともに、地域内での農業承継の機運を高めていくことが有効と考えられる。さらに、神戸市の事例にみられるように、新規就農者や参入法人の場合においても、市町村が、貸借のマッチングから地域への定着まできめ細やかな支援を行っていくことが重要である（69ページ参照）。

他方で、農地所有者には、固定資産税や相続税の納税猶予等優遇措置を講じられている農地を、農地として維持し続ける土地所有者としての責務があることも認識を強く持ってもらうことも重要である。



・地域特性に応じて農地に期待する機能を踏まえた将来的な農地利用の方針の明確化

農地の土壌環境や形状、周辺環境等の立地特性に応じて貸借の可能性（用途や借主等）は異なってくる。近年、市街化区域は特定生産緑地の指定に際して、市街化調整区域は地域計画の策定にあたり、農地所有者の今後の農地利用意向を把握し、地図上で可視化できる態勢は整えられてきた。

市町村担当者には、この機を捉え、農業を継続してほしいエリアのみならず、小中学校に近接するエリアでは学校と連携した地域の交流拠点としての活用等、地区ごとに地域特

性に応じて発揮してほしい機能を特定し、将来的な農地利用の方針を検討しておくことが重要となる。その方針をもとに、市街化調整区域においては地域計画作成に際し、市街化区域においては、特定生産緑地の再指定に向けて、農業者の意向のみならず地域側からの農業・農地に対するニーズ・発揮してほしい機能に応じて、農地利用の担い手となる主体を特定し、必要に応じて貸借を進めるための計画を作成することが重要である。

特に、まとまった農地については、農の風景育成地区の指定や農地保全型地区計画制度等を活用していくことも有効と考えられる。また、地域内で貸借の借り手の確保が将来的に難しいと考えられる場合には、羽生市の事例のように農業に意欲的に取り組む企業の受入に向けた対応も有効な手段の一つと考えられる（80ページ参照）。



・借り手が安心して農業に取り組むことができる相談体制の構築や農地確保の支援

新規の貸借に際しては、借り手が事前に農業の担い手として一定の要件を満たすことが求められる。しかし、借り手が安心して農業に取り組んでいくためには、農業技術はもちろんのこと、農業経営や地域と調和した農業を展開するための調整・連携等の面で相談できる体制の構築が重要となる。

また、使用貸借は、貸し手の事情に応じて貸借が期中に解約となることが、借り手の事業経営上のリスクとなる。貸し手側に、貸付期間満了後には、確実に農地が返還される点を改めて周知徹底して、貸借契約の締結を促していく。

さらに、相続等により貸借の継続が困難となった場合も、新たな代替農地を紹介できるよう、貸地候補に関する情報を随時更新しておくことが必要と考えられる。

### ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



・地域外からの新たな担い手確保・受入に向けた地域内での合意形成

現在、東京都の農地中間管理機構を担う一般社団法人東京都農業会議では、新規就農者や農業参入を図る福祉法人等を対象に、市町村域を超えた貸借の斡旋をすでに行っているが、今後は一層、需給バランスが崩れ、地域外から優良な担い手を確保していくニーズが高まっていくと考えられる。

市町村は、まずは地域内での農業承継に対する認識を共有し、地域内での貸借を促進していく。その上で、地域内で借り手の確保が難しいと考えられる場合には、地域外から農業者あるいは企業等の新たな担い手を確保することについて、市町村として地域内の意向も踏まえること、そして将来的な農地保全・利用の考え方を整理し、農地所有者の合意形成を図っていくことが必要となる。地域側からの農地利用の担い手ニーズ等を一般社団法

人東京都農業会議と共有し、連携して広域での貸借のマッチングを図っていくことが重要と考えられる。



#### ・農地保全に向けた資産管理に係る理解促進及びインセンティブの創出の検討

貸借を促進していくための抜本的な方策として、農地所有者が相続等の際に農地をできるだけ残す選択をしていってもらうことが望ましい。そのためには、農地所有者や後継者が、高収益型の農業や異業種と連携したサービス業等の多角的な事業展開、貸借による収入確保等、農地利用には多様な選択肢があることに理解を深めることが重要である。また、農地所有者の資産管理等の相談先となるJAや税理士、不動産事業者等に、農地をできるだけ保全する制度に対する理解や資産形成のあり方について検討を深めてもらうことも必要と考えられる。

さらに、生産緑地地区については、市町村の財源等を考慮すると買取には限界があることから、買取に代わり、20年間等の超長期賃貸借を継続することで貸し手がインセンティブを得られるような制度の創設等を求めていくことが期待される。

## (2) 家族承継しやすい環境づくり

### ① 目指すべき方向性



#### ・農業後継者が早期から農業を学ぶ機会や相談できる環境の充実

都市農業の担い手不足が課題となる中、農業経営の承継は早期から計画的に経営ノウハウや生産技術を承継する必要が指摘されている<sup>29</sup>。また、澤田(2019)<sup>30</sup>は経営者が65歳未満のうちに承継を行う経営体の方が、承継時、承継後に販売金額を拡大させやすいことや、承継前に専門的に従事している同居農業後継者を確保することが承継の可能性を高めることを指摘しているが、承継時期は高齢化しており、また同居後継者の多くが農業に従事していないという現状がある。

国の主要な支援制度として、就農準備資金・経営開始資金(旧農業次世代人材投資資金)や経営継承・発展等支援事業があり、このうち就農準備資金は就農前の支援、経営開始資金と経営継承・発展等支援事業補助金は就農後の経営に対する支援制度である。

親元就農の場合は、就農準備資金では「就農後5年以内に経営を継承する」こと、経営開始資金と経営継承・発展等支援補助金では、新規作目の導入や経営の多角化等、経営の発展に向けて取り組むことが要件となっている。つまり、早期から就農し経営承継まで長期間にわたって経験を積む場合や、親の農業をそのまま承継する場合は支援の対象とならない等、新規就農者の場合と比較して親元就農者は就農にあたって、負担が少ないことを

29 農林水産省「農業の経営継承に関する手引き」(令和3年度)(<https://www.maff.go.jp/j/keiei/attach/pdf/keieikeisyo-13.pdf>) 最終確認日 2024年12月20日

30 澤田(2019)「専門的家族経営における経営継承の特徴と課題－2005年から2015年のパネルデータを用いた分析から－」農業経営研究, 第57巻, 第2号, p29-34.

前提とした要件となっている。

しかしながら、本調査研究のヒアリングでは、市町村や有識者から親元就農特有の課題感が指摘されている。具体的には、国の担い手政策は他分野から農業への新規参入に対する支援が多く、親元就農に対する国の支援策が不足している点や、親と子で世代が離れている場合には農業に対する価値観が異なり、必ずしも親から指導を受けることが望ましいとは限らない点、事業承継のための資産管理等について親子間の話し合いが不足している点、相続税等の税負担が挙げられた。

以上のように、親元就農者は特有の課題を抱えながらも、そこに対する重点的な対応がなされていない。上記の課題を踏まえ、農業後継者が早期から親や親以外の農業者から農業を学ぶ機会や、事業承継について相談できる機会を充実させることにより、多様な農業を就業の選択肢にできる環境を整えていく。

## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・親元就農に対する市町村による支援制度の充実

前述のとおり、親元就農に対する国の支援制度は親の経営をそのまま承継する場合や、就農後5年以内に経営承継をしない場合には対象とならない。しかし、承継の形や承継時期は農業者の属性や地域の営農環境によって異なり、中には支援対象とならない親元就農者が多く存在する市町村もあると想定される。市町村の実情に合わせて、独自に支援制度を設けることは親元就農の選択肢を広げるために有効であると考えられる。

### <参考事例> 【愛媛県内子町】内子町親元就農支援事業

後継者として親の経営をそのまま承継する場合には、農業次世代投資資金等の国による支援制度の対象とならない。この実情を踏まえ、国の支援制度の交付要件を満たさない親元就農者を支援するため、町独自で親元就農者に対する給付金を創設している。

▼詳しく知りたい場合は

・内子町「内子町親元就農支援事業給付金について」

(<https://www.town.uchiko.ehime.jp/soshiki/8/134825.html>)



・後継者と地域農業者のつながりの創出による後継者のサポート

ヒアリングでは、家族承継は家族内の問題であり市町村が介入することには限界があるという意見があり、市町村が直接対応することが難しい側面もある。そこで市町村は後継者と地域農業者のつながりの場を創出することで、地域農業者を介して間接的にサポートする体制が有効であると思われる。

後継者を含めた農業者コミュニティづくりにより悩みを相談できる場を提供することや、後継者が親以外の農業者からノウハウを学ぶ機会を増やすために、地域の農業者を紹介し

たり、見学や指導の調整等を行ったりすることが重要である。またそのつながりをとおして、後継者が多様な農業に触れることでモデルとなるような農業を見つけられるように、農業の選択肢が広がるような経験を増やしていくことが必要である。

### ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



#### ・市町村域を超えた都市農業の後継者ネットワークの拡充

上述のように新規就農者の中でも、親元就農者には特有の課題が存在する。したがって、同じ境遇にある親元就農者同士で課題を共有することにより、助け合える環境が必要である。NPO 法人農家のこせがれネットワークは全国の農業者のこせがれ（後継者）で構成されたネットワークであり、ファミリービジネスの重要性を提起し、事業承継を円滑に進める手法を伝える活動を実施している<sup>31</sup>。

しかし、都市農業においては生産緑地が多く存在し、相続税猶予を受けているケースも多い等、都市農業特有の課題感や悩みが存在する。全国のネットワークの存在に加え、都市農業において親元就農者を取り巻く課題について話し合えるネットワークも拡充する必要がある。都市農業を営む農業者が多く存在する地域をまとめあげる主体として、東京都もしくは多摩地域市町村の広域連携により都市農業における後継者ネットワークを構築していくことが考えられる。



#### ・地元事業者の協力による相談機会の充実と農地保全に対する理解促進

家族承継は資産形成等について親子間での話し合いが重要であるが、親と子のコミュニケーションがうまくいかない場合や、理解が不足しており円滑に承継できない場合がある。そこでJA 全農は事業承継ブック<sup>32</sup>を公開するなど、計画的な事業承継に向けた具体的なステップを提示している。

また、有識者のヒアリングからもJAは他の主体に比べ家族内の問題にも干渉しやすい存在であることが指摘された。例えば農業者に近い存在である地元のJAが主体となり、相談を持ちかけられる前から農業者にアプローチすることが有効だろう。さらには地元金融機関、税理士等の有識者に都市農地の保全に対する理解を促し、後継者が相談しやすい環境を整えることが重要と考えられる。

31 NPO 法人農家のこせがれネットワーク ウェブサイト (<http://kosegarenet.com/>) 最終確認日 2024 年 12 月 20 日

32 JA 全農「事業承継支援への取り組み」(<https://www.zennoh.or.jp/tac/business.html>) 最終確認日 2024 年 12 月 20 日

## 2-2. 期待される多面的機能の発揮促進

### (1) 教育的機能

#### ① 目指すべき方向性



・都市農業が持つ「学習・学びの素材」としての価値の十分な活用

本調査研究で実施した多摩地域自治体アンケートでは、活用意向のある多面的機能として「教育・生涯学習機会の提供」は「新鮮な農産物の供給」に次いで市町村の関心が高い（54ページ参照）。

一方で、各市町村において現時点で教育分野において取り組まれている施策としては、食育等の観点から学校給食への地場農産物の活用が多い。

都市農業から育まれる農産物を教育に活用するという視点は重要であるものの、都市農業が持つ「学習・学びの素材」としての価値を十分に活かしているとは言えない。

都市農業は、土地や植物（生物）という観点で見れば、自然現象・自然環境（温室効果ガスの吸収、気候の緩和等）について学ぶことができる。また、産業としての観点で見れば、流通・物流、加工、販売、事業収支等の「経済」を学ぶこともできる。さらには、農福連携、防災など、「社会」のあり方を学ぶこともでき、SDGsを構成する「環境」「経済」「社会」のどの側面からも学びが得られる優れた素材である。

多摩地域は、大都市に隣接しているにも関わらず、こうした優れた素材が各学校施設（幼稚園、小学校、中学校、高校）や保育施設に近接する形で存在していると言える。



・多摩地域において都市農業を教育・学習素材としての活用

2020（令和2）年度以降順次導入されている学習指導要領において、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、地域と連携・協働しながら学校教育を展開していくことを目指している。このことを踏まえれば、多摩地域において都市農業を教育・学習素材として活用しない手はない。

また、教育・学習素材としての活用可能性は、学齢期の学校教育だけでなく、博物館や公民館、子育て支援施設など、地域における社会教育・生涯学習の機会・素材としての展開・活用もできる。あらゆる世代の人が興味・関心に応じて気軽に都市農業、農作業の現場にアクセスできる環境が整った地域にしていく。

## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・学校運営協議会委員への農業者の起用による学校と都市農業の接続推進

学校教育では、地域と連携・協働しながら学校教育を展開していくための具体的な制度として、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）<sup>33</sup>を創設しており、2017（平成29）年度からはその導入が努力義務化されている。

学校運営協議会では、当該学校の教育活動の目標や内容に関する協議が行われる。例えば、地域を題材とした学習活動に関する相談がある。地元で活動する農業者を委員の候補として考えていくことで、学校運営協議会の場から都市農業の多面的機能に着目した教育・学習活動が計画的に展開され、定着できる可能性がある。

### <参考事例> 【三重県四日市市】四日市市立保々小学校 学校運営協議会

同校のコミュニティ・スクールでは、「農業体験部会」を設置しており、委員が所属する「保々の自然に親しむ会」や地域の農業者が、田植えや稲刈り、サツマイモの苗上や芋ほり等の農業体験の指導を行っている。

5年生 田植え



1, 2年生サツマイモほり



3年生 枝豆収穫



資料）四日市市「四日市版コミュニティスクール報告書（平成30年度総括）」より引用 (<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1598090993546/simple/20h30hobosyou.pdf>) 最終確認日 2024年12月20日

## ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



・都立高校における「総合的な探究の時間」における都市農業との接続・活用推進

東京都立や私立の高校と市町村との関わりは薄い面がある。しかし、高校は「総合的な探究の時間」を軸に、地域・社会と接続させた学びが急速に広がっており、学校周辺地域の都市農業を学習素材として活用していくニーズは増えていると思われる。

高校の設置者においても、学校周辺の都市農業を活かした教育活動を展開したい場合には、学校が立地する市町村と連携し、学校運営協議会委員に地元農業者の参画を得たり、都市農業・農地の現場に学生がアクセスできる機会づくりをしていくことで、都市農業が持つ教育的機能を活用することができるのではないか。

33 文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」（2024（令和6）年度）によれば東京都内の公立学校では39.5%の導入率となっている。なお、市町村別にみると八王子市、立川市、三鷹市、町田市、小金井市、福生市、狛江市、東大和市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、檜原村、奥多摩町では100%の導入率となっている。

([https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/13tokyo\\_2024chousa\\_barchart.pdf](https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/13tokyo_2024chousa_barchart.pdf)) 最終確認日 2024年12月25日

## (2) 防災機能

### ① 目指すべき方向性



・市町村や農業者が農地の防災機能の発揮に向けた取組を進められる体制の整備

農地の多面的機能の一つとして防災機能が認識されて以降、防災協力農地の指定等によりその発揮に向けた取組が進められてきた。しかしながら、防災協力農地等の面積は近年でみれば増加傾向にあるものの、2013（平成25）年以降全体では伸び悩んでいる現状がある<sup>34</sup>。

本調査研究における多摩地域自治体アンケートでは、農業振興施策において防災・減災分野との連携があると回答した割合が2017（平成29）年の前回調査研究と比較するとやや減少している。

一方で、都市農地の減少による困りごととして、防災協力農地に指定できる農地が不足していることが挙げられていることなど、農地の防災機能の発揮が農地保全の重要な目的の一つとして求められていると言える。

取組が停滞している原因として、多摩地域の市町村へのヒアリングでは防災協力農地の指定に興味はあるものの、農地法がベースにあることから農業以外の利用がどこまで許容されるのか分からないという意見があった。また、多摩地域においては生産緑地地区に指定されている農地が相続税の納税猶予を受けているケースが珍しくないが、その場合には判断がより複雑になる点にも留意すべきである。

都市農地であればこそ発揮できる防災機能を明確にし、それらが発揮できる体制を整えることが必要である。



・エリアごとに求められる農地の防災機能やその重要性の明確化

また、有識者からは農地の防災機能の具体化や評価がなされておらず、農地所有者や住民にとってその機能が理解されにくい点が課題として指摘された。農地に求められる防災機能やその重要性は、農地の特徴や周辺の環境等の条件によって異なる。例えば、住宅の少ない山間部の農地と比較して、オープンスペースの少ない市街地の農地は、延焼リスクの低減により寄与すると言える。

防災協力農地等を指定だけでなく周辺環境等の条件を考慮してエリアごとに防災機能の重要性を把握し、またそれを関係者の理解へつなげ、より効果的に機能を発揮していくことが求められる。

34 農林水産省「防災協力農地等の取組状況」（令和5年3月31日現在）（[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi\\_nougyo/attach/pdf/t\\_kuwashiku-66.pdf](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/attach/pdf/t_kuwashiku-66.pdf)）最終確認日2024年12月20日

## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・災害リスク情報等をもとに農地に求められる防災機能とその重要性をエリアごとに把握

農地に求められる防災機能やその重要性はそのエリアによって異なっており、市街地から山間部まで多様な環境を有する多摩地域では、防災機能が特に重要となるエリアを特定することで、効果的に防災機能を発揮させることが重要である。

例えば、地震リスクについては東京都都市整備局のウェブサイト<sup>35</sup>で公開されており、精緻な評価までは難しくとも、ある程度の防災機能の重要性は確認できるようになっている。こうした情報を活用しながら、各エリアにおける農地に求められる機能やその重要性を可視化する等して、特に重要なエリアの農地所有者に対してはJA等と連携して積極的に協力を呼びかけるといった取組が必要だと考えられる。

しかし、エリアの特定や農地の防災に向けた活用方針の具体化は、農業部門の職員だけ取り組むことが難しい。よって、適宜、防災部門と連携しながら取り組む必要がある。また、農業振興計画で農地の防災活用について言及する等、市町村の計画として農地の防災機能の発揮を明確に位置付けていくことが望ましい。

なお、重要な防災協力農地等に対してはインセンティブを付与することにより、協力を増やすことが期待されるが、この点については後述する国の制度として提案することも考えられる。



・地域住民とのつながりを活かした防災機能の発揮に向けた取組を促進

防災機能が効果的に発揮されるためには、農地の認知度を向上させることが重要である。農地を活用した避難訓練や炊き出し等を日頃から実施することは、農地の防災機能に対する住民の理解醸成につながることに加え、地域の防災機能を高めるために有効である。

すでに都内では定期的に防災イベント等が実施されている農園も存在する<sup>36</sup>。さらに言えば、こうした取組により地域住民同士のつながりや、地域住民と都市農業のつながりが生まれ、防災を起点としてコミュニティが形成されることや、都市農業の理解を深めることができる機会を創出できるという効果も期待される。

例えば、市町村が特に防災上特に重要なエリアの農地所有者やその周辺住民に対し呼びかけを行ったり、都市農業機能発揮支援事業等の防災機能の強化に向けた支援制度を紹介したりすることで、日常的な取組の場づくりをサポートすることが重要である。

35 東京都都市整備局「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」(<https://www.funenka.metro.tokyo.lg.jp/area-hazard-level/regional-risk-level/>) 最終確認日 2024年12月20日

36 内閣官房「国土強靱化 民間の取組事例集」（令和5年4月）p89-90 ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudokyousujinka/r5\\_minkan/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudokyousujinka/r5_minkan/index.html)) 最終確認日 2024年12月20日

### ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



・法制度の整理による防災協力農地等で可能な取組の明確化

農地において防災機能の発揮が求められる一方で、農地でできる防災への取組や防災設備の設置等は、農地法や生産緑地法、租税特別措置法といった法律による複雑な制約があり、市町村職員の判断に迷いが生じる点が多い。

特に災害時の利用だけでなく、避難訓練等の平常時の取組や災害時に備えるために必要な設備の建築について明記しておくことにより、農地所有者が日頃から安心して防災機能の向上に励むことのできる環境を整える必要がある。

市町村ごとに、防災協力農地等での施設整備や農外利用範囲の明確化をすることは難しく、国による統一した対応が必要となる。



・農地所有者に対するインセンティブを付与できる制度の創設

前述のとおり、災害リスクの高いエリアにおいて防災協力農地等を増やしていくためには農地所有者に対するインセンティブが必要である。延焼リスク等の情報から、一定の重要性が認められる農地に対しては、規制緩和や税制優遇、資材の貸与といった優遇措置を設けることにより協力を促すことも考えられる。

同時に優遇措置が設けられた農地に対しては、定期的な防災訓練の協力や防災設備のメンテナンスといった、長期的な防災機能維持・向上のための取組を義務化することで、都市におけるオープンスペースとして重要な役割を果たす農地を将来にわたって保全することが求められる。

### (3) 福祉機能

#### ① 目指すべき方向性



・農福連携への取組意向を持つ地域の福祉関係者や農業者に対する一貫した支援・バックアップ体制の充実

農福連携の取組主体は、全国で2019（令和元）年度末の4,117件から2022（令和4）年度末の6,343件へと大きく増加している<sup>37</sup>。農福連携の取組による効果について、農福連携に取り組んだ障害者就労施設のうち87.5%が「あり」と回答しており<sup>38</sup>、福祉的機能は特に障がい者への就労支援において効果が認識されている。

一方で「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」では、農福連携を障がい者のみならず、高齢者、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者等の就労・社会参画支援、犯罪をした者等の立ち直り支援等にも対象を広げていくことが必要であるとしており、今後は多様な人々が農地の福祉的機能を享受できている状態を目指すことが求められている。

そのためには、農福連携への取組意向を持つ地域の福祉関係者や農業者に対する情報提供、連携先のマッチング、作業内容や対価、時期の調整等の連携に係るコーディネートといった支援・バックアップ体制の充実化を図っていく必要がある。



・都市における既存ストックを農福連携に活用

さらには、都市農地特有の立地を活かしていくことも重要である。障害者就労施設側の農福連携を進める上での課題として「販路の確保」や「農作業中のトイレの確保」、農業経営体側の障がい者等を受け入れる上での課題として「ほ場でのトイレ・休憩所の確保」が挙げられている<sup>39</sup>。

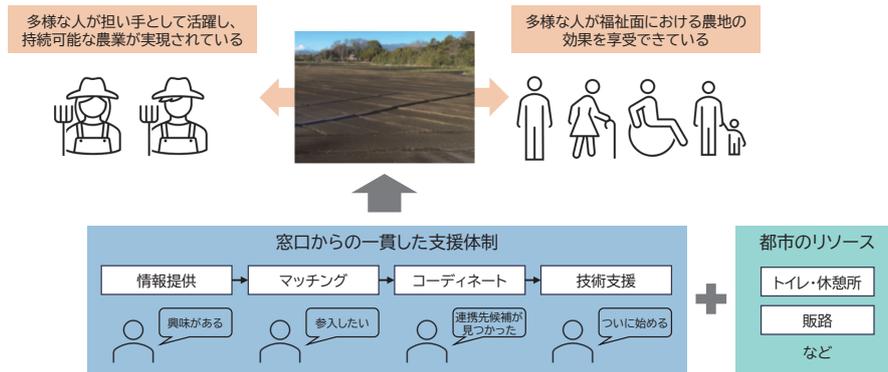
都市農業には生産現場と消費者が近く、販路を拡大しやすいという強みがあり、農福連携で生産された農産物の付加価値や社会的意義の訴求を効果的に行うことができる。また、トイレや休憩所についても、近隣の都市公園や公共施設、商業施設等との連携など、都市における既存ストックの活用によって課題を解決することも可能と考える。こうした支援・バックアップ体制の充実化と都市のリソースの活用を統合的に進め、都市農業・農地の福祉的機能の発揮に多様な主体が参入しやすい環境の実現を目指すことが重要である。

37 農林水産省「令和5年度 食料・農業・農村白書」（令和6年5月）（[https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w\\_maff/r5/index.html](https://www.maff.go.jp/j/wpaper/w_maff/r5/index.html)）最終確認日 2024年12月25日

38 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月）

39 一般社団法人日本基金「農福連携に関するアンケート調査結果」（令和5年3月）

図表 64 目指す姿のイメージ



## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・ 全方面（市町村、農業者、福祉関係者、住民等）の意識醸成とネットワークの構築

多摩地域自治体アンケートの結果から、都市農業・農地の活用に関して「障がい者福祉」分野が実施段階にあると回答した市町村は、2017（平成29）年の前回調査研究から増加傾向にあるものの3～4割程度となっている（55ページ参照）。都市農地における福祉的機能の発揮をより一層推進していくために、農政部局と福祉部局をはじめとした部局横断的な体制を構築し、庁内の意識向上に取り組んでいくことが必要である。

また、多摩地域自治体の農業分野の個別計画からは、農業者の約半数が農福連携に消極的であることが分かる<sup>40</sup>。農業者に、都市農地の福祉的機能の理解を促進していくために、市町村のみならずJA やすでに農福連携に取り組んでいる農業者とともに、新たな仲間づくりに取り組んでいくことが重要である。

加えて、福祉関係者に向けた就労先として農業分野の存在を周知する取組や、消費者としての住民に向けた農福連携で生産された農産物の戦略的なプロモーションも並行して取り組むことも求められる。

### <参考事例> 【高知県安芸市】安芸市農福連携研究会

安芸市福祉事務所・農林課、安芸福祉保健所、福祉事務所、障害者就業・生活支援センター、若者サポートステーション、JA 高知県安芸地区等から構成される研究会を設立。当初は各機関の情報共有、勉強会や普及・啓発事業の開催に始まり、その後は農業体験や農業就労支援の強化等にも取り組んでおり、中間支援組織として安芸市における農福連携の仕組みづくりを行っている。

▼詳しく知りたい場合は

- ・ ノウフク公式チャンネル「農福連携取組紹介動画 | 中間支援組織編」  
(<https://www.youtube.com/watch?v=GHVOpJRdEdg>)
- ・ 農福連携等応援コンソーシアム「ノウフク・アワード2021 受賞団体取組事例」  
(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-23.pdf>)

40 武蔵村山市「武蔵村山市第三次農業振興計画」（平成30年3月）(<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/shisei/shisaku/kankyoku/1008078.html>) 最終確認日2024年12月25日、武蔵野市「武蔵野市農業振興基本計画（令和5（2023）年度修正版）」([https://www.city.musashino.lg.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page/\\_001/007/945/kaiteiban2023.pdf](https://www.city.musashino.lg.jp/_res/projects/default_project/_page/_001/007/945/kaiteiban2023.pdf)) 最終確認日2024年12月25日



### ・ワンストップ窓口の設置と一貫した支援体制の構築

農福連携の考えが広く普及しつつある今日、農福連携への取組意向を持つ福祉関係者や農業者等からの市町村に相談が寄せられることはさらに増えると予想される。市町村として農福連携の実践を支援していくために、農福連携に関するワンストップの相談窓口を設置し、相談者のニーズや理解度、取組段階に応じた適切な情報提供やマッチング等の支援を行っていくことが求められる。

窓口機能やマッチング機能の強化に関しては、登録制度等により農福連携の受入意向のある農業者のデータベースを作成する等の取組が考えられる。また、市町村内でニーズや各種条件の合致する連携先が見つからない場合でも、近隣市町村に最適な連携先が存在する場合もあると考えられる。実際に市町村も管轄を越えた農福連携のネットワークの必要性を認識しているため<sup>41</sup>、広域のネットワークを形成して市町村の域を超えた情報連携やマッチングを行っていく仕組みづくりも望まれる。

参入から事業継続までの一貫した支援に関しては、農福連携コーディネーター<sup>42</sup>や農福連携技術支援者<sup>43</sup>等の専門人材を確保・育成を行い、専門人材と連携した支援体制の構築が必要であると考えられる。実際の取組事例として、第IV章で紹介した大阪府「大阪農業つなぐセンター（ハートフルアグリ）」の取組が参考となる（77ページ参照）。

また、トイレや休憩所が課題となる場合は、近隣の都市公園や公共施設の紹介、使用に係る調整等を行うことも市町村としての重要な役割である。



### ・農福連携に取り組む事業者が担い手になることへの支援

農業者の高齢化や担い手不足が進む中で、地域の農業の維持・発展のためには多様な担い手の確保・育成が課題となっているが、福祉法人等が新たな担い手候補となるケースも今後増えていくことが想定される。

市街化区域においては農地貸借のマッチングの支援、地元農業者や周辺住民の理解促進など、市街化調整区域においては地域計画における担い手としての位置付けに向けた農地所有者や他の担い手との調整に係る支援など、市町村は農福連携に取り組む事業者が新たな担い手となるよう、新規参入や営農規模の拡大等の支援に取り組んでいく必要がある。

実際の取組事例として、第IV章で紹介した名古屋市「中川区における地域計画策定」の取組が参考となる（84ページ参照）。

41 農林水産省「農福連携の取組に関する意識・意向調査結果」（令和4年3月）（<https://www.maff.go.jp/j/finding/mind/attach/pdf/index-72.pdf>）最終確認日 2024年12月25日

42 農業者と障害者就労支援施設等のニーズのマッチング、作業内容や請負報酬単価等の契約内容の決定に向けた調整といった仲介を行う人材。

43 農業の現場において、農業者、障害者就労施設等の職業指導員、障害者本人の三者に対し、農福連携を実践する手法を具体的にアドバイスする専門人材で、農福連携技術支援者育成研修の研修課程を受講し、農林水産省から必要な知識と技能を身につけると認められると研修修了者となり、「農福連携技術支援者」（農林水産省認定）として現場における支援を行うことができる。

### ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



・農福連携に関わる専門人材の確保・育成

すでに農福連携に取り組んでいる福祉関係者や農業者には、農福連携コーディネーターや農福連携技術支援者、アドバイザー等として、一貫した支援体制の構築に向け、市町村と連携し、後発の事業者の支援に協力してもらうことが望ましい。



・まちづくり団体等の中間支援組織の参画

より多様な人々が都市農地の福祉的機能を享受できるようにするためには、分野横断的な取組を進めていくことが重要であり、中間支援組織の関与・貢献が不可欠である。例えば、まちづくり団体が中間支援組織としての役割を担うことで、多様な業種の主体とのつながりが生まれ、さらなる事業の発展も期待できる。

実際の実例として、第IV章で紹介した「わくわく都民農園小金井」の取組が参考となる（74 ページ参照）。

## 2-3. 農でつなぐコミュニティの形成

### (1) 農地に接する住民理解醸成

#### ① 目指すべき方向性



・農地に対する住民理解が醸成されることによる、農と住の調和するまちづくりの推進

農林水産省「都市農業に関する意向調査」(2023(令和5)年10月)によると、都市住民の約7割が、都市農業の多様な役割を評価し、都市農業・都市農地の保全を求めており、特に身近に農地がある都市住民の方ほど、農地を残していくべきと考える傾向がある<sup>44</sup>。一方で、多摩地域自治体の農業分野の個別計画からは、農地の問題点として、土埃や不耕作農地の存在、農薬散布といった問題が認識されていることが分かる<sup>45</sup>。

また、農業者側でも、営農環境の悪化や農薬散布が十分にできないといった宅地化・市街化の進展による課題や、周辺住民の理解、不法投棄等の問題が認識されていることが分かる<sup>46</sup>。

双方の問題に対応し、農と住の調和するまちづくりを進めるためには、農業者による農地の周辺地域への影響の発生防止策・軽減策のみならず、住民の理解を醸成する、農地と住民をつなぐ取組が必要である。



・住民と農業者の間にコミュニケーションが生まれ、営農環境が向上するとともに、農家にとって農業を承継しやすい環境づくり

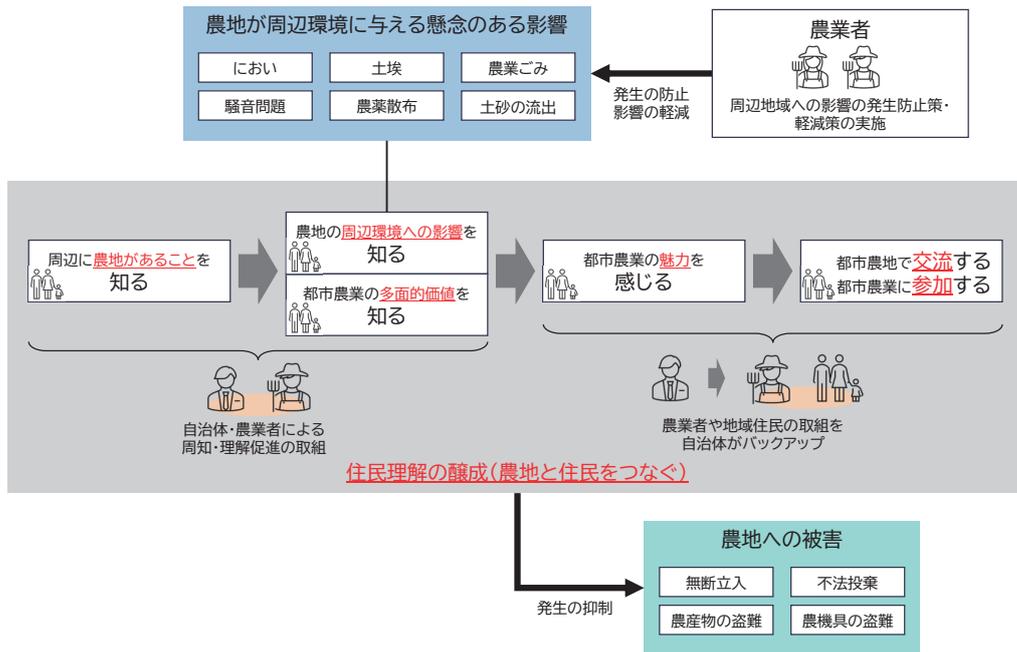
地域住民の農地に対する理解が深まり、地域住民と農業者の間にコミュニケーションが生まれることで、農と住が混在することによる対立が低減され、農地が周辺環境に与える懸念のある影響が許容されやすくなり、農地への被害も抑制されることを通じて、営農環境の向上、農業を承継しやすい環境づくりを目指すことが必要である。

44 農林水産省「都市農業に関する意向調査」(2023(令和5)年10月)

45 武蔵村山市「武蔵村山市第三次農業振興計画」(2018(平成30)年)、立川市「立川市第5次農業振興計画」(2020(令和2)年)、稲城市「第四次稲城市農業基本計画」(2021(令和3)年)、東大和市「東大和市農業振興計画」(2018(平成30)年)／等

46 立川市「立川市第5次農業振興計画」(2020(令和2)年)、府中市「第4次府中市農業振興計画」(2023(令和5)年)、調布市「調布市農業振興計画」(2021(令和3)年)、国分寺市「第三次国分寺市農業振興計画」(2016(平成28)年)、西東京市「第3次西東京市農業振興計画」(2024(令和6)年)、多摩市「多摩市都市農業振興プラン」(2019(平成31)年)／等

図表 65 目指す姿のイメージ



## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・住民理解醸成の段階に応じた役割の変化

住民理解の醸成を「周辺に農地があることを知る」「農地の周辺環境への影響と都市農業の多面的価値を知る」「都市農業の魅力を感じる」「都市農地で交流する／都市農業に参加する」の4ステップに分けた場合、前半2ステップの「知る」に関しては、市町村と農業者が地域住民に向けて農地の周知と理解促進に取り組むことが求められる。

一方で、後半の2ステップは農業者や地域住民が主体的に行う取組を、市町村はバックアップに回って支援することが重要である。



・新たな居住者への都市農業・都市農地の周知

土埃やにおいに関する苦情等の地域住民と農地のコンフリクト（対立）は、新たな居住者との間で起こりやすいと考えられる。新たな居住者が周辺に農地があることを十分に認知していなかったり、農地が周辺環境にあたる懸念のある影響について認識していなかったりすると、苦情の発生につながりやすいと想定される。

市町村としても苦情を受けた場合、法的に問題があるケース等を除き、介入は難しい。そこで、農地の存在や周辺環境への影響、都市農業の多面的価値を新たな居住者に対して早期に発信し、理解を促していくことが重要である。

例えば、都市農業・農地の理解促進リーフレットを作成・配布する、農地の多く分布す

る地域に引っ越してきた居住者に対して窓口で情報提供を行う等の取組が考えられる。

また、マンションの新築や戸建住宅の宅地開発による居住者と地域の農業者との交流を促進する仕組みを導入することも一案である。

京都市では「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」<sup>47</sup>に基づき、マンションの新築や戸建住宅の宅地開発による新たな居住者と地域住民との交流を促進するため、新たな居住者に対する地域活動情報の提供や自治会・町内会加入の案内等の連絡調整を地域と事業者との間で早期に行うための制度を運用している。

農地の多く分布する地域においては、京都市の事例のスキームを参考とし、新たな居住者と地域の農業者との間の円滑にコミュニケーションが行えるように、事業者側にも協力を求める仕組みづくりが実現できると望ましい。

#### <参考事例> 【東京都調布市】転入者向けリーフレットの配布

都市農業や市内農産物の理解促進を図るため、転入者にリーフレットを配布。市内農産物や直売所の魅力、農業体験や食育に関する情報を発信するとともに、住宅地の中に存在する農地で農業が行われていることに対して、理解と協力を促す文章を記載している。

▼詳しく知りたい場合は

- ・調布市ウェブサイト「転入者向けリーフレット「調布市へようこそ（調布市産農産物を食べて、調布の魅力を発見）」」(<https://www.city.chofu.lg.jp/040060/p025003.html>)



・農業目的以外で、市民農園の開設を目的とした貸借も可能である

都市農地での交流や都市農業への参加を活発にするため、市町村として地域住民や農業者による都市農業の多面的価値や魅力を発信する取組<sup>48</sup>を支援していくことが求められる。

「緑農住」まちづくりガイドライン（東京都）の中での識者が「農の資源を生かしたまちづくりを農業者や地域住民が創意工夫を凝らして展開できるように支援することが、生き生きとした農のある風景を継承していくことにつながっていく」<sup>49</sup>と指摘するように、地域住民や農業者発意のボトムアップでのソフト事業に対して、市町村が支援を行っていくことが重要である。都市農業・農地の多面的機能でつながるまちづくりの実現が期待される。

#### <参考事例> 【東京都練馬区】農の風景育成地区農地保全事業費補助金

農の風景育成地区内の農業者や住民による取組を支援するため、2020（令和2）年度より補助制度を開始。農の風景育成地区内の農地等を活用した都市農地・都市農業の魅力発信または農地の保全に資する事業が補助対象となっており、広報やイベント会場の設営費、協力者への謝礼等に利用可能となっている。

▼詳しく知りたい場合は

- ・練馬区ウェブサイト「農の風景育成地区農地保全事業」([https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/hureai/nounohuukei\\_.html](https://www.city.nerima.tokyo.jp/kankomoyoshi/nogyo/hureai/nounohuukei_.html))

47 京都市「京都市地域コミュニティ活性化推進条例の改正について」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000250941.html>) 最終確認日 2024年12月25日

48 例えば、練馬区南大泉地区の農の風景育成地区では、「南大泉 with 農フェスタ」の開催など、農業者と地域住民が協働し、農をテーマとしたまちづくりが進められている。

49 飯田晶子氏（東京大学 特任講師（専門：ランドスケープ））による事例のポイント解説より引用  
東京都「「緑農住」まちづくりガイドライン」（令和4年3月）p86 ([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori\\_kakuho/ryokunoju.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/ryokunoju.html)) 最終確認日 2024年12月25日

## ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



## ・ 農業者による農を活用したまちづくりの取組の推進

「都市農業の魅力を感じる」「都市農地で交流する／都市農業に参加する」のステップとして、地域住民や農業者が主体的に取り組む必要がある。例えば、練馬区南大泉の農の風景育成地区では、地域の農業者が主体となつての農を活用したまちづくりの取組が進められている<sup>50</sup>。



## ・ 農と調和した住宅・施設へのリノベーション・建替えの推進

農と住の調和するまちづくりを進めるためには、「住」側からのまちづくりのアプローチも効果的である。中でも、今後リノベーションや建替えのタイミングを迎える既存のアパートやマンションについて、農と調和した住宅・施設としての生まれ変わりを推進していく取組が期待される。

先行事例としては「人とつながる・地域とつながる まちのリビング」をコンセプトに、築50年を超える従業員住宅を入居者や地域住民が交流できる農園を併設した賃貸住宅にリノベーションしたミノリテラス草加<sup>51</sup>や、農家と建築家が協働し、シェアスペースと菜園付きのアパートへのリノベーションを行ったワカミヤハイツ<sup>52</sup>等が挙げられる。

わが国は、人口減少時代を迎えており、同時に既存市街地ではリノベーションや建替えの波が訪れている。新規の開発で農を付加価値にした取組は多くみられるが、「都市農業の魅力を感じる」「都市農地で交流する／都市農業に参加する」機会を創出する上で、上記のような取組の重要性はさらに高まっていくだろう。

50 東京都「『緑農住』まちづくりガイドライン」(令和4年3月) p87 ([https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori\\_kakuho/ryokunoju.html](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/midori_kakuho/ryokunoju.html)) 最終確認日 2024年12月25日

51 ミノリテラスウェブサイト (<https://solaie.jp/ill-chintai/soka-hikawacho/>) 最終確認日 2024年12月25日

52 寺田徹(2022)「生産緑地の位置づけと次の30年における都市農地・都市農業」土地総合研究, 2022年冬号, 14-21pp.

## (2) 生産から消費までをつなぐ体制づくり (地産地消)

### ① 目指すべき方向性



・農産物の消費を介した地域内から都市間までの交流を創出するつながりづくり

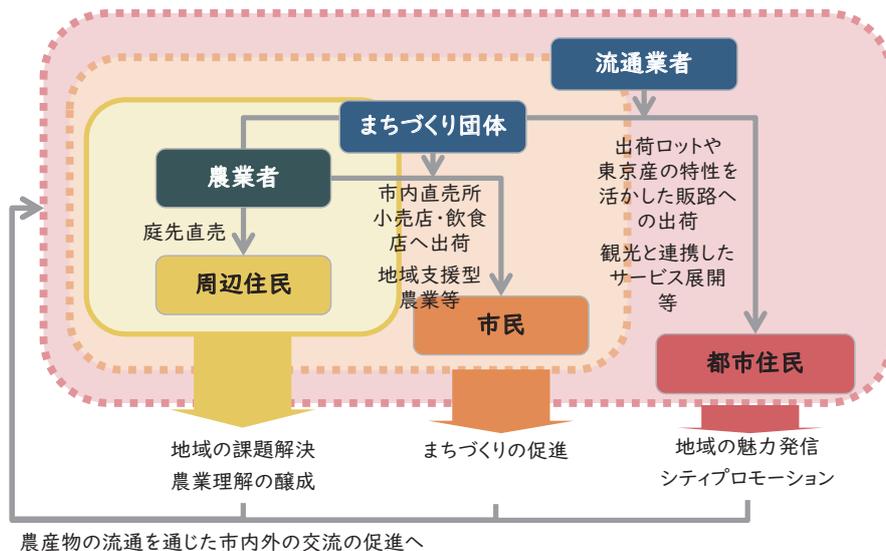
多摩地域では、多くの市町村で農産物の販売方法は直販が主流となっている。個々の農業者が出荷量に応じた販路（庭先販売、生協、農協の直売所、地元小売店や飲食店等）を開拓しており、今後もその傾向は続くと想定される。他方で2023（令和5）年5月に青梅青果地方卸売市場が廃止され、出荷量の多い市街化調整区域の農業者を中心に販路の確保が課題となっている。

ここまでの調査結果から、農業者は農産物の販売を通じて市民との交流を期待しており、市民も地元産農産物を身近で購入できる仕組みを求めていることがうかがえる。

そこで、2030年代に向けて、農地の周辺地域の住民に向けては庭先での販売を中心に、地域の課題解決に資する取組等も行いながら、農業への理解醸成を図っていくことを目指す。また、市町村内の住民に向けては、高齢化する農業者だけで販路開拓や流通を担っていくことも難しくなると想定されることから、まちづくり団体等と連携した販路開拓や地域支援型農業の展開等を実践し、まちづくりの促進を図っていく。さらに、都心等域外への出荷については、地域の個性を活かした販路開拓やブランド化、観光と連携したサービス展開等を推進し、シティプロモーションにつなげていくことが期待される。

このように、農業は単なる農産物の販売にとどまらず、農産物を通じて市町村内外での交流を創出する総合サービス業、社会課題解決型の取組へと転換し、関係人口の創出やまちづくり等につながっていく姿を目指していくことが有益である。

図表 66 生産から消費までをつなぐ体制づくりの目指すべき方向性イメージ



## ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・農産物の流通や販売等への地域内の多様な主体の参画を促進

住民からの地元産農産物に対するニーズは高く、最寄りの小売店や量販店等の身近な購入場所・機会の増加が期待されており、地域内流通の確保が課題となる。しかし、物流業界では慢性的な人手不足が続いており、物流費は上昇傾向にある。

このような中、多摩地域や東京都近郊では、地元産農産物を使ったメニューを提供する地元飲食店を中心に地産地消をまち全体で推進する国分寺市のこくベジや、千葉市のつくたべプロジェクト（90ページ参照）、柏市の八百屋ろじまる等、地産地消を軸にまちづくりを推進している事例がみられる。

<参考事例> 【千葉県柏市】八百屋ろじまる

空き地の利活用や地産地消を目的として、まちづくりを専門とするNPOが町中の空き地や駅前デッキにおける野菜市を企画運営。柏駅近くの空き地では毎週水曜日に「路地裏マルシェ」を開催してきた。開催頻度を増やしてほしいという消費者の声と、定期的に販売したいという農家の声を受けて常設店舗を開設することとし、駅前の空き店舗を活用した直売所（ろじまる）を運営している。

▼詳しく知りたい場合は

・株式会社ろじまるウェブサイト (<https://www.rojimaruru.com/>)

そこで、農業や農産物等に関心のあるまちづくり団体と連携し、流通の担い手として市民や事業者、NPO等の参加を促し、地産地消を推進していくことが有効と考えられる。

身近な販路・購入場所の確保については、まずは地域の交流拠点等を活用してマルシェ等のイベントを開催し、定期的な取組から常設店舗の設置検討等、段階的に取組を定着させていくことも有効である。

<参考事例> 【東京都国分寺市】こくベジプロジェクト

地場産の農畜産物をこくベジの愛称でブランディングを行い、通年でこくベジを購入・飲食できる直売所や飲食店を登録。洗練されたロゴやキャッチコピーによるブランディング、ウェブサイトやSNS等での情報発信、マルシェをはじめとしたまちづくりイベントの実施、飲食店や個人への宅配等を展開。地域一体で地産地消を進めることで、まちの価値や魅力向上につながっている。

▼詳しく知りたい場合は

・こくベジプロジェクト推進連絡会ウェブサイト「国分寺三百年野菜「こくベジ」」  
(<https://kokuvege.jp/>)



## ・多様なメディアを活用した地域の農業の魅力を活用したサービスの提供

近年は、生産者や食のこだわりの魅力を感じる市民や、生産者支援を通じて社会貢献を志向する市民等は増えており、生産者のストーリーと食材をセットにして販売する雑誌や通販サイト、定期的な食材購入に併せて農作業体験や生産者との交流機会も提供される会員制サービス等が提供されている。

ローカルメディアやSNS等も活用しつつ、地域の生産者の努力やこだわりを魅力に変換し、農作業体験等と組み合わせて付加価値のあるサービス等に仕立てていくことで、農業や周辺サービスの収益向上を図るとともに、多様な担い手育成につなげていくことも可能と考えられる。



## ・農業の有する歴史・文化的な魅力や体験コンテンツを活用した集客の促進

近年、都市近郊にて地域単位での旅行情報誌が発刊され、首都圏近郊の日帰り観光や、食や自然に触れる体験等を組み合わせたグランピング等の宿泊観光も人気が高まっている。

多摩地域では、伝統的な江戸東京野菜や農業と関連のある歴史・文化的な景観等を活かして、観光事業者等と連携し、農産物を販売するだけでなく集客につなげていくも可能と考えられる。また、飲食店と連携して、地元産食材を使用した料理の開発等を進め、まちづくりに活かしていくことも有効である。

## ③ 市町村を取り巻く主体に期待されること



## ・東京都や複数市町村と連携した販路とのマッチングの促進

多摩地域の農業者は少量出荷が多く、農業者が個別で販路を開拓している。従来、地方卸売市場等を通じて販売していた農業者や、経営規模の拡大を図る農業者は、これまでとは異なる出荷規模や出荷形態等に応じて、より広域の新たな販路の確保が必要と考えられる。このような中で、個人だけでは限界があることから、市町村の仲介支援等も期待されている。

そこで、都心等への販路開拓にあたっては、複数の市町村あるいは東京都と連携して、東京産の農産物の魅力を訴求できる小ロットで取扱い可能な販路とのマッチングを行っていくことが有効である。

### (3) 庁内関係部局をつなぐ体制づくり

#### ① 目指すべき方向性



・各市町村の関係部局が相互に情報交換・意思疎通ができ、農業者や新たな農地利用の担い手等を相互に紹介し合えるような関係づくり

本調査研究で実施した多摩地域自治体アンケートの結果を踏まえれば、すでに市町村内の相当程度の政策分野に都市農業・農地を活用する施策が及んでいると考えられる（55ページ参照）。

今後、より計画的・持続的な施策・取組としていく観点と、一つの施策・取組においてより多様な機能の発揮を企図していくためには、多様な主体が都市農業・農地に関わりやすい環境を整えていく必要がある。

本調査研究で取り上げた事例においても、貸借の現場で「農業者」と「福祉法人」をつないだり、農園運営を「まちづくり団体」が担ったりすることで農地保全や多面的機能の発揮がされてきている。

さらに、農業参入したそれらの「異業種事業者」同士の連携や「異業種」と地元農業者の定常的なつながりづくりが、各事例の成功の秘訣であることもみえてきている。

各市町村の関係部局が相互に情報交換・意思疎通ができる関係性ができ、農業者や新たな農地利用の担い手等を相互に紹介し合えるような関係になっていくことが望ましい。

#### ② 市町村として取り組んでいくべきこと



・分野横断的な計画策定や会議体の設置による庁内関係部局をつなぐ基盤づくり

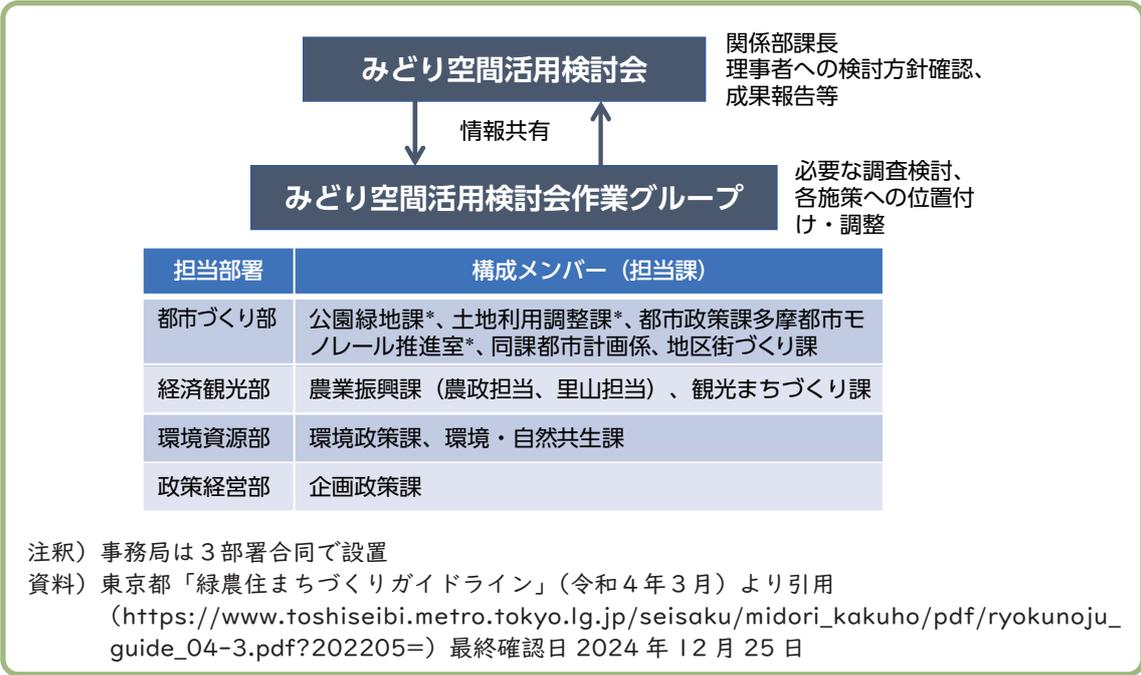
市町村が取り組むべきこととして、分野横断的な計画策定や会議体の設置を例として、庁内関係部局をつなぐ基盤を作っていくことが重要である。

町田市では、公園・緑地・里山・農地等のみどり空間を包括的に対象とするビジョンの策定を行っており、その検討体制として、農業振興部局を含む4部合同の検討会を構成している。

#### <参考事例> 【東京都町田市】 まちだみどり活用ネットワーク 活動ビジョンの策定

町田市では、2020（令和2）年12月に庁内に「みどり空間活用検討会」（以下、「検討会」という。）を設置し、公園・緑地・里山・農地等のみどり空間として一体的に捉え、市民の暮らしに必要な資源として活用・保全する仕組みを位置付ける「まちだみどり活用ネットワーク活動ビジョン」を2023（令和4）年に策定した。

検討会は、みどり空間に関わる庁内関係部局の部課長級で構成され、事務局は、都市づくり部内の公園緑地を所管する公園緑地課、生産緑地地区を所管する土地利用調整課、都市政策課、多摩都市モノレール推進室の3部署合同で設置されていた。



## おわりに

「都市農業振興基本法」が2015（平成27）年に制定されてからちょうど10年が経過する本年度、当調査会では「都市農業」をテーマとした調査研究に取り組みました。

2017（平成29）年度の前回調査研究と比べますと、この間の法制度環境の変化を受け、多摩地域の各市町村において、都市農業・農地の多面的機能に着目した取組や、多様な主体の参画が着実に広がっており、「農のあるまちづくり」の進展に向けた力強い胎動を実感したところです。

一方で、多摩地域の農地の減少傾向は続いており、また、都市農業や農地保全の担い手の確保が各市町村においてより大きな課題として認識されるようになるなど、今後を展望すると「農のあるまちづくり」の取組を続けていくことは平坦な道のりではありません。

本調査研究では、特定生産緑地の指定期限や地域計画の目標年次が到来する「2030年代初頭」を都市農業の次なる転換期と位置付け、その時機までに「農のあるまちづくり」を進展させていくために必要なことを政策提言としてとりまとめました。

これらの政策提言が、各市町村における都市農業・農地に係る課題解決や活用の一助になれば幸いに存じます。